

基本目標	安心・安全な水道用水の供給
施策の目的	安心・安全な水道用水を供給するため、厚生労働省が定める水質基準より厳しく設定した管理目標値を適切な水質管理体制のもとで維持します。また、水源水質管理対策の充実を図り、水源水質の悪化防止に努めます。

評価結果の概要	次年度以降も事業を継続する。
---------	----------------

主要施策・平成24年度の取組	平成24年度の取組結果・評価結果																		
<p>適切な水質管理の継続</p> <p>①トリハロメタン検査を毎週実施(白浜浄水池供給水、浄水場ろ過水)し、白浜浄水池供給水の総トリハロメタン濃度を管理目標値の0.040 mg/L以下に管理する。</p> <p>②原水中のカビ臭発生プランクトンの状況を毎週検査し、必要に応じて、臨時にカビ臭の検査や粉末活性炭による処理の強化を図る。</p> <p>③塩素注入率を適切な変更により、供給地点における残留塩素濃度を0.4~0.7 mg/L程度を目標に制御する。</p>	<p>①トリハロメタンの検査結果をもとに粉末活性炭注入率を適宜変更したことにより、管理基準の0.040 mg/L以下に管理することができた。</p> <p>白浜浄水池における総トリハロメタン濃度(mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>平均 (全51回測定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.039</td> <td>0.024</td> <td>0.034</td> </tr> </tbody> </table> <p>②浄水・供給水すべてが管理目標値の0.000005 mg/L以下となった。カビ臭以外の臭気についても、異常は感じられなかった。</p> <p>・原水中のカビ臭発生プランクトンが増加する傾向は見られなかった。</p> <p>カビ臭濃度(平成24年度中の最高値を記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ジェオスミン</th> <th>2-メチルイソボルネオール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理目標値</td> <td>0.000005 mg/L 以下</td> <td>0.000005 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>浄水</td> <td>0.000001 mg/L 未満</td> <td>0.000001 mg/L 未満</td> </tr> <tr> <td>供給水</td> <td>0.000001 mg/L 未満</td> <td>0.000001 mg/L 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>③各供給地点における残留塩素濃度月間平均値は、すべて0.4~0.7 mg/L程度となり、目標どおり制御できた。</p>	最大	最小	平均 (全51回測定)	0.039	0.024	0.034		ジェオスミン	2-メチルイソボルネオール	管理目標値	0.000005 mg/L 以下	0.000005 mg/L 以下	浄水	0.000001 mg/L 未満	0.000001 mg/L 未満	供給水	0.000001 mg/L 未満	0.000001 mg/L 未満
最大	最小	平均 (全51回測定)																	
0.039	0.024	0.034																	
	ジェオスミン	2-メチルイソボルネオール																	
管理目標値	0.000005 mg/L 以下	0.000005 mg/L 以下																	
浄水	0.000001 mg/L 未満	0.000001 mg/L 未満																	
供給水	0.000001 mg/L 未満	0.000001 mg/L 未満																	
<p>水質管理体制の充実</p> <p>①平成24年度水質検査計画で定めた水質検査を確実に実施する。 平成25年度水質検査計画を策定し、公表する。</p> <p>②水質検査機器の点検整備による機能維持を図るとともに、水質検査機器の計画的な更新を行い自己検査可能項目数を維持する。</p> <p>③厚生労働省や千葉県が実施する精度管理事業に参加し、水質検査に係る技術水準の把握に努める。 内部精度管理を各担当者1項目以上実施する。</p> <p>④水安全計画を策定し、次年度より運用開始。</p>	<p>①平成24年度水質検査計画のとおり、検査を遅滞なく実施した。</p> <p>・平成25年度水質検査計画を平成25年3月に策定、公表した。</p> <p>②水質検査機器の安定的な稼働及試験機器の適切な更新により、自己検査可能項目を維持した。</p> <p>・水質検査機器の点検整備を実施し、機能維持を図った。</p> <p>・水質検査機器更新計画に基づき機器の更新を行った。</p> <p>③厚生労働省、千葉県が実施する外部精度管理事業に参加。</p> <p>・内部精度管理事業を実施し、技術水準の把握に努めた。</p> <p>④水道システムの把握及び危害分析・危害原因事象に対し管理措置及び監視方法の整理が終了。</p> <p>・異常時マニュアルを作成中。</p>																		

<p>◎水源管理体制の充実</p> <p>①水質検査計画に基づく、定期的な水源水質検査を実施し、長柄ダムの水質傾向を把握する。</p> <p>② ①において、植物プランクトンの異常繁殖の傾向が見られた場合、抑制対策を講じるように(独)水資源機構に働きかける。</p> <p>③長柄ダム周辺を調査し、新たな汚染源が確認された場合は、水源汚染マップを更新する。</p> <p>④水源汚染の要因となり得る事業場等があれば、(独)水資源機構とともに水質汚染防止への協力を要請する。</p> <p>⑤利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会や(独)水資源機構主催の水質勉強会への参加。 九十九里地域水道企業団との情報交換。</p>	<p>①検査の結果、水質は平年並みで悪化する傾向は見られなかった。</p> <p>②植物プランクトンの検査結果を水資源機構に提供し、情報の共有化を図った。散気式曝気装置の効果検証のため、植物プランクトンの検査結果を水資源機構へ提供した。</p> <p>③長柄ダム周辺調査及び水資源機構への聞き取り調査を実施した結果、新たな汚染源は確認されなかった。 ・長柄ダム周辺からの排水流入管の場所を調査し、汚染源マップに反映した。</p> <p>④水源汚染に繋がる事象が確認され、水資源機構は、油の回収を行うとともに、油投棄事故発生の実態、不審者情報の提供依頼を記した看板をダム周辺に設置した。</p> <p>⑤利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会に参加することにより、利根川上流域で発生した水質事故情報を速やかに入手することができた。 ・水源水質に係る事項について、九十九里地域水道企業団と情報交換を行なった。</p>
--	---

<p>主な事業の 取組結果</p>	<p>安心・安全な水道用水を供給するための「適切な水質管理の継続」、「水質管理体制の充実」、「水源管理体制の充実」に係る施策は概ね達成している。</p>
-----------------------	--

基本目標	安定的な水道用水の供給
施策の目的	安定的な水道用水を供給するため、施設の適正な維持管理を図るとともに、特に水管橋の耐震補強や災害等緊急時の危機管理対策の充実強化を図ります。

評価結果の概要	次年度以降も事業を継続する。
---------	----------------

主要施策・平成24年度の取組	平成24年度の取組結果・評価結果															
<p>◎電気・機械設備の点検整備計画による点検整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検整備計画による点検の実施。 点検結果・修繕実績の整理、必要に応じて計画を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検整備を計画どおり実施した。 突発的に生じた機械の故障についても対応した。 															
<p>管路の維持管理の実施</p> <p>①点検整備の実施 水管橋塗装:2 橋、緊急遮断弁点検整備:10基、大型仕切弁点検整備:10 基、空気弁点検整備:87 基 空気弁室高さ調整</p> <p>②電気防食工事の実施(10 箇所) ・次年度以降の防食対策の必要性の検討。</p> <p>③房総導水路施設整備計画等検討連絡会及び担当者会議において、施設整備計画の検討を実施(担当者会議:年2 回以上開催)。</p>	<p>① 点検整備計画に基づき、点検整備を実施した。</p> <p>平成 24 年度点検整備実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水管橋 塗 装</th> <th>緊 急 遮断弁</th> <th>大 型 仕切弁</th> <th>空気弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>2 橋</td> <td>10 基</td> <td>10 基</td> <td>87 基</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2 橋</td> <td>10 基</td> <td>10 基</td> <td>87 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>②防食対策が必要な 10 箇所について、すべて実施した。 ・検討した結果、早急な対応を必要とする該当箇所がないことから次年度は工事を行わず、再来年度以降に実施。</p> <p>③検討連絡会を2回、担当者会議(作業部会)を5回実施し、順調に検討を進めた結果、整備計画案について、利水者の合意を得たうえで、平成 26 年度事業着工を目指し進めていくこととした。</p>		水管橋 塗 装	緊 急 遮断弁	大 型 仕切弁	空気弁	計画	2 橋	10 基	10 基	87 基	実績	2 橋	10 基	10 基	87 基
	水管橋 塗 装	緊 急 遮断弁	大 型 仕切弁	空気弁												
計画	2 橋	10 基	10 基	87 基												
実績	2 橋	10 基	10 基	87 基												
<p>水管橋の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水管橋耐震補強年度計画に基づいて耐震補強工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の対象水管橋すべて(5 橋)の耐震補強工事を実施。 															

<p>危機管理体制の充実</p> <p>①平成 23 度の災害等の発生状況を踏まえて、危機管理体制の問題点の把握に努め、適切に見直しを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害発生時において、迅速かつ的確な対応を確立するため、実践的な訓練を行う。 <p>②安房系本線送水管にドレーン施設の設置方針の決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用資機材の備蓄の拡大を検討。 <p>③他団体との「相互応援協定」及び民間業者との「緊急工事に関する協定」を今後も継続し、応急復旧が迅速に行なわれるように備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急工事に関する協定」は、(社)建設業協会との締結の必要性について検討。 <p>④利根川上流ダム群、県内関係ダムの貯水状況を把握し、渇水時の対応に備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季における受水団体との円滑な給水量の調整を行う。 	<p>①緊急時対応マニュアルの見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理担当者により、災害対策要綱の改正を行った。 ・メールによる緊急連絡訓練・初動活動訓練及び応急給水訓練を実施した。 <p>②安房系本線送水管のドレーン施設は、次年度に設計業務委託の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用資機材の備蓄について、漏水補修金具及び仮配管の整備。 <p>③「相互応援協定」(千葉県内水道事業者、関東地区水道企業団、日本水道協会千葉県支部)及び「緊急工事に関する協定」(管メーカー10社、土木業者8社)を更新した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急工事に関する協定」については、現況どおり協会に業者の推薦をして頂き、推薦された土木業者と直接協定の締結をすることとした。 <p>④水需要が増加する夏季に、以下の内容について受水団体に情報提供を行い、支障なく用水供給を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各受水団体の申込水量 ②各受水団体のダムの貯水状況 <ul style="list-style-type: none"> ・利根川ダム群流の渇水に備え、当企業団では9月に渇水対策本部を設置し、関係団体と連携し支障なく用水供給を行った。
---	---

<p>主な事業の 取組結果</p>	<p>安定的な水道用水を供給するため、浄水・送水等の施設の適正な維持管理、危機管理対策の充実強化に係る施策は、概ね達成している。</p>
-----------------------	--

基本目標	水道運営基盤の強化
施策の目的	将来的に安定した水道用水供給事業を維持していくため、簡素で効果的な経営体制の構築に努めるとともに、今後の施設の維持費、建設工事等の各種コストについても抑制・縮減に努めるなど経営の効率化を図り、累積欠損金の早期解消に努めます。また、高い技術力、経営力、財務力を有する事業体とするため、水平統合を推進します。

評価結果の概要	次年度以降も事業を継続する。
---------	----------------

主要施策・平成24年度の取組	平成24年度の取組結果・評価結果								
財政健全化の推進 ・利率5%以上の水資源機構割賦負担金の繰上償還を検討、実施。 ・定期預金預託、国債等の購入による、確実有利な運用。	・水資源機構割賦負担金(第二次)の繰上償還を実施し、9,722万円の利息軽減(借換債利息分含む)を図った。 ・国債等の購入及び定期預金への預託等、資金運用により、約345万円の営業外収益があった。								
組織、職員及び給与の管理 ・南房総地域の水道用水供給事業を取り巻く環境を踏まえた合理的な組織像の検討。 ・将来に向けた効率的な組織を整備するため、次年度に2名の新規職員の採用試験を実施。 ・県・構成市町の給与水準の改善状況にあわせた、適正な給与改正。	・組織整備について、職員採用試験を実施し、2名の新規採用を決定。 ・業務量調査を実施し、合理的な組織づくりを検討するため、ヒアリング及び組織の早急に対応すべき課題の検討を実施。 ・千葉県及び構成市町の給与水準の改善状況にあわせて、適正を行う。								
施設の適正な更新 施設の状況調査 構造物の延命化を図るため、沈でん池内内面劣化調査を実施。 ・管路及び構造物の適切な点検整備を実施するため、点検整備計画を作成 ・他事業体における施設更新の情報収集。	機械的な劣化の診断では、下記設備の評価点が低かったが早急な更新の必要はなく計画的な更新を要する。 遠方監視制御設備 水質計装設備 水処理珪藻設備 次亜塩生成装置 ポンプ設備(水中) ・検定期間を過ぎた水道メータを更新。 ②沈でん池の内面調査を実施し、その結果をふまへ補修計画を策定中。 ・水管橋塗装計画及び空気弁点検計画を策定中。 ・アセットマネジメントにおいて、管路の各年度の布設延長、事業費の算出。								
◎水平統合の推進 ・水平統合の早期実現に向け、検討会の実施を県に対し働きかける。	・用水供給料金平準化のための長期財政収支見直しについて回答。 ・南房総地域水道連絡協議会及び第2回において、進捗状況を構成団体へ説明。								
◎技術基盤の確保 ・職員研修計画に基づく研修等への受講の徹底。	・研修は、職員研修計画に基づいて受講された。 平成24年度 業務指標(PI) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>内部研修</th> <th>外部研修</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務指標(PI)</td> <td>0.0</td> <td>12.3</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> ※業務指標(PI):職員が研修を受けた時間・人数を全職員数で割ったもの。		内部研修	外部研修	計	業務指標(PI)	0.0	12.3	12.3
	内部研修	外部研修	計						
業務指標(PI)	0.0	12.3	12.3						

<p>◎情報公開の推進 ホームページの内容を精査、最新情報を掲載。</p>	<p>ホームページの更新を速やかに実施し、情報提供に努めた。</p>
<p>施設見学の実施 ・施設見学の随時実施。 ・パンフレットの改訂。 ・構成市町への啓発(施設見学概要等を送付等)。</p>	<p>・13団体の施設見学を実施。 ・施設見学のパンフレットを、よりわかり易くするため、見直し作業を行なった。</p>

<p>主な事業の 取組結果</p>	<p>組織・職員及び給与の管理、技術基盤の確保といった効果的な経営体制の構築に係る施策や計画的な施設の更新等について、概ね達成している。 水平統合の推進についても現在県庁内で協議が進められている段階であり少しずつ進展している。 財政健全化に係る施策も概ね達成しており、平成24年度末における累積欠損金は約12億円に減少する。</p>
-----------------------	--

基本目標	環境・エネルギー対策の強化
施策の目的	水道用水供給事業による環境負荷を軽減するため、エネルギー消費量の削減に努めるとともに、浄水汚泥や建設副産物の有効利用、建設資材の再生資源利用を図ります。

評価結果の概要	次年度以降も事業を継続する。
---------	----------------

主要施策・平成24年度の取組	平成24年度の取組結果・評価結果								
<p>エネルギー消費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者としての法的義務の達成。 ・省エネのための運転方法等の検討。 ・太陽光発電等、他のエネルギーの活用を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場屋外照明のLED化を実施。 ・浄水場屋外照明の点灯時間調整 <p>年度別エネルギー原単位 推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原単位</td> <td>0.138</td> <td>0.135</td> <td>0.134</td> </tr> </tbody> </table> <p>※エネルギー効率を表す値。省エネルギーの進捗状況をみる指標として使用される。</p>	年度	H22	H23	H24	原単位	0.138	0.135	0.134
年度	H22	H23	H24						
原単位	0.138	0.135	0.134						
<p>浄水汚泥の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料以外の有効利用を検討し、再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水汚泥は全量(年間搬出量2,135t)、粒状改良土として再資源化された。 								
<p>建設副産物の有効利用</p> <p>搬出する建設副産物の再資源化に努める。</p> <p>再資源化率・・・特定建設資材廃棄物 100% 建設発生土 88%</p>	<p>搬出する建設副産物の再資源化に努めている。</p> <p>建設副産物の再資源化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定建設資材廃棄物</th> <th>建設発生土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再資源化率</td> <td>100%</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建設発生土の再資源化は、埋立処分と比べ、約4倍の費用がかかる。また、工事間利用についても搬出土砂が1,000 m³以上の工事が対象となるため、再資源率は17.2%となった。</p>		特定建設資材廃棄物	建設発生土	再資源化率	100%	17.2%		
	特定建設資材廃棄物	建設発生土							
再資源化率	100%	17.2%							
<p>◎建設資材の再生資源利用</p> <p>建設資材は再生資材の利用に努める。</p> <p>再生資源利用率・・・埋戻し材・砕石 88% アスファルト混合物 100%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済比較を行い、再生資源利用可能な建設資材を積極的に採用。 <p>《再生資源利用率》</p> <p>埋戻し材・・・196 m³/1139 m³(17.2%) 砕石・・・19.8 m³/313.3 m³(6.3%) アスファルト混合物・・・16 m³/16 m³(100%)</p>								

主な事業の取組結果	水道用水供給事業による環境負荷を軽減するための「エネルギー消費原単位の削減」、「浄水汚泥の有効利用」、「建設副産物の有効利用」及び「建設資材の再生資源利用」に係る施策は、概ね達成している。
-----------	--